
第5章 推進体制と進行管理

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を推進していくためには、市民をはじめ、家庭、地域、医療機関等の関係機関・団体・行政が各主体の役割を果たし、相互に連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。

(1) 市民の役割

市民一人一人が「自らの健康は自らが守る」という自覚と認識をもち、自らの生活習慣を見直すとともに、「こころ」と「からだ」にとって健康的な生活習慣を身に付けます。また、定期的に健康診査を受診するとともに、市等で実施している健康施策や講座など、積極的な参加に努めます。

(2) 家庭・地域の役割

家庭において、各個人の健康づくりの支援や食育の実践に取り組むとともに、地域社会の一員として、健康づくりや食育に関する活動に積極的に参加します。

地域においては、市民が主体的に参加できる健康づくりや食育に関する地域行事を促進するとともに、保健推進員や食生活改善推進員等による地区組織の活動や地域の諸団体との情報共有に努めます。

(3) 関係機関・団体等の役割

保健、医療、福祉、教育に関わる関係機関・団体等は、その専門性を生かして、行政や地域と連携しながら市民の健康づくりを支援します。

(4) 行政の役割

広報みや市ホームページなど、様々な機会を通じて市民に周知し、健康づくりに向けた主体的な取組を促進するとともに、健康意識を高めていきます。

また、必要な情報の収集や、国、県、関係機関等と連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供に努めます。

2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

◇計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

